

## 2. 基本的データ

### (1) 概況

スウェーデンの人口及び面積、主要産業は以下の通りである。人口は、2011年時点で約945万人であり、一貫して増加傾向にある。また面積は、約45万k㎡であり、日本の1.2倍程度の規模である。

主要産業としては、外務省（各国・地域情勢）によれば、自動車を含む機械工業、化学工業、林業、ITがあげられる。

図表 スウェーデンの概況

人口	945万人（2011年）
面積	45万k㎡
主要産業	機械工業（自動車を含む）、化学工業、林業、IT

資料）IMF, World Economic Database, 外務省ウェブページ「各国・地域情勢」

### (2) 財政規模

#### ① 国税・地方税

国税としては、法人税、付加価値税、特別消費税、所得税（一定以上の所得の層のみに課せられる）、資産税が課せられている。一方で地方税としては、所得税、資産使用料（property charge）が課せられている。

所得税は、国税と地方税の両方あるが、その関係は下図のようになっている。まず勤労所得については、国税と地方税が課せられている。

地方税は、収入額によらず全ての所得者に対して、地域ごとに一定の税率が課せられている（おおよそ、29～35%）。また地方所得税について、ランスティング及びコミューンのそれぞれの税率の中央値は、2012年時点において、ランスティングが11.07%、コミューンが20.59%で、合計31.60%となっている。

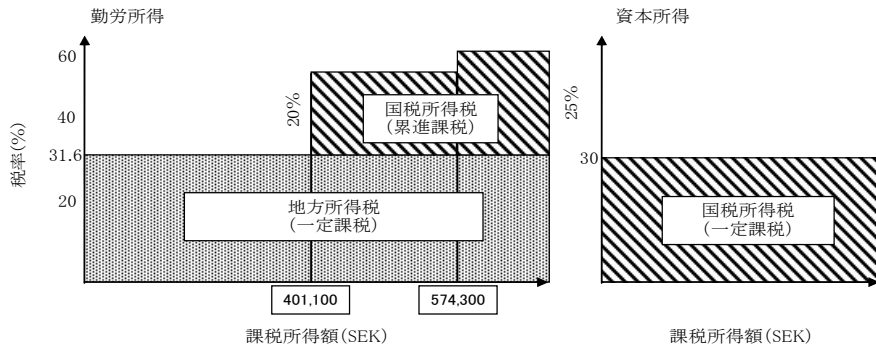
国税は、一定額以上の所得者に対してのみ課せられており、税率は収入額に応じて変動する。2012年の所得については、401,100 クローナ<sup>10</sup>以上の者に課されることになっており、税率は574,300 クローナ未満であれば20%、574,300 クローナ以上であれば25%となっている。

次に、資本所得については、国税のみが課せられており、その税率は所得等によらず一定（30%）である。

なお、スウェーデンでは、財政年度は1月～12月であり、暦年と一致している。

<sup>10</sup> 1 クローナ=11.83 円（2012年9月25日時点）

図表 国と地方の所得税制 (2012年)



資料) 財務省財務総合研究所「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」(2006)を加筆修正

資産に関する税については、地方に徴収される資産使用料 (property charge) と国に徴収される資産税 (property tax) がある。資産使用料は、小規模の住宅に課されており、その額は指標に応じて毎年決定される。2012年においては、最高で6,825 クローナである。ただし、資産使用料は税評価額の 0.75%を超えないことと定められている。資産税は、住宅以外の資産に課されており、税率は税評価額の 1%である。

付加価値税については、ほとんどの商品やサービスに課されており、税率は 25%、12%、6%の 3 種類がある。付加価値税が課されないのは、医療 (歯科を含む)、社会サービス、特定タイプの教育、銀行・金融サービス、保険サービス等である。また、燃料、エネルギー、アルコール、たばこ等に課せられる物品税等がある。

法人税については、2008年までは税率は課税所得の 28%であったが、2009年1月から 26.3%、2013年1月からは 22.0%となった。

以上を大まかに分類すると、地方税はほぼ個人所得税であり、国税は付加価値税を中心に、物品税、法人所得税がこれに続く構成となっている。わが国と異なり、資産税は国税であり、その割合は小さい。なお、2010年の場合、全税収のうち、国の税収は 58%、コムーネ・ランスティングを合わせた地方の税収は 42%となっている。

図表 年別、国税・地方税別税収額の推移<sup>11)</sup>

		単位: 百万クローナ										
税目	区分	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
個人所得税	国税	74,310	53,836	37,414	41,253	45,453	60,703	78,902	57,306	29,220	7,439	9,172
	地方税	336,315	359,398	378,500	403,082	419,838	435,577	454,117	479,069	503,421	500,403	508,614
法人所得税	国税	85,087	61,430	49,889	55,755	77,338	99,347	106,805	119,101	93,982	92,211	113,303
付加価値税	国税	187,034	197,299	210,508	219,714	230,546	245,089	259,395	281,162	296,074	298,093	321,246
関税(除付加価値税)	国税	11	7	5	12	2	2	1	1	-1	-	-
	物品税	82,222	85,953	90,479	93,575	95,155	98,168	99,795	103,737	105,608	108,063	111,613
その他生産関連税	国税・地方税	91,079	90,976	97,187	103,719	105,904	108,756	125,841	132,113	173,161	173,938	162,164
うち一般賃金税	国税	60,550	63,072	67,341	73,371	75,026	76,483	91,922	97,323	139,745	139,087	124,446
うち固定資産税	国税	23,264	21,196	23,522	23,964	24,343	25,108	24,948	25,935	11,503	11,252	11,812
うち資産使用料	地方税	-	-	-	-	-	-	-	-	12,060	13,680	14,080
うち環境税	国税	116	119	109	109	108	-	291	209	418	477	479
税収合計	国税	535,767	503,878	497,788	526,994	568,113	625,493	684,771	700,993	694,371	674,792	712,298
	地方税	336,315	359,398	378,500	403,082	419,838	435,577	454,117	479,069	515,481	514,083	522,694

資料) Eurostat, "Main national accounts tax aggregates"より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

<sup>11)</sup> 本図表では、社会保険料の一部を構成する「一般賃金税」が「その他の生産関連税」の中に含まれていることに注意が必要である。

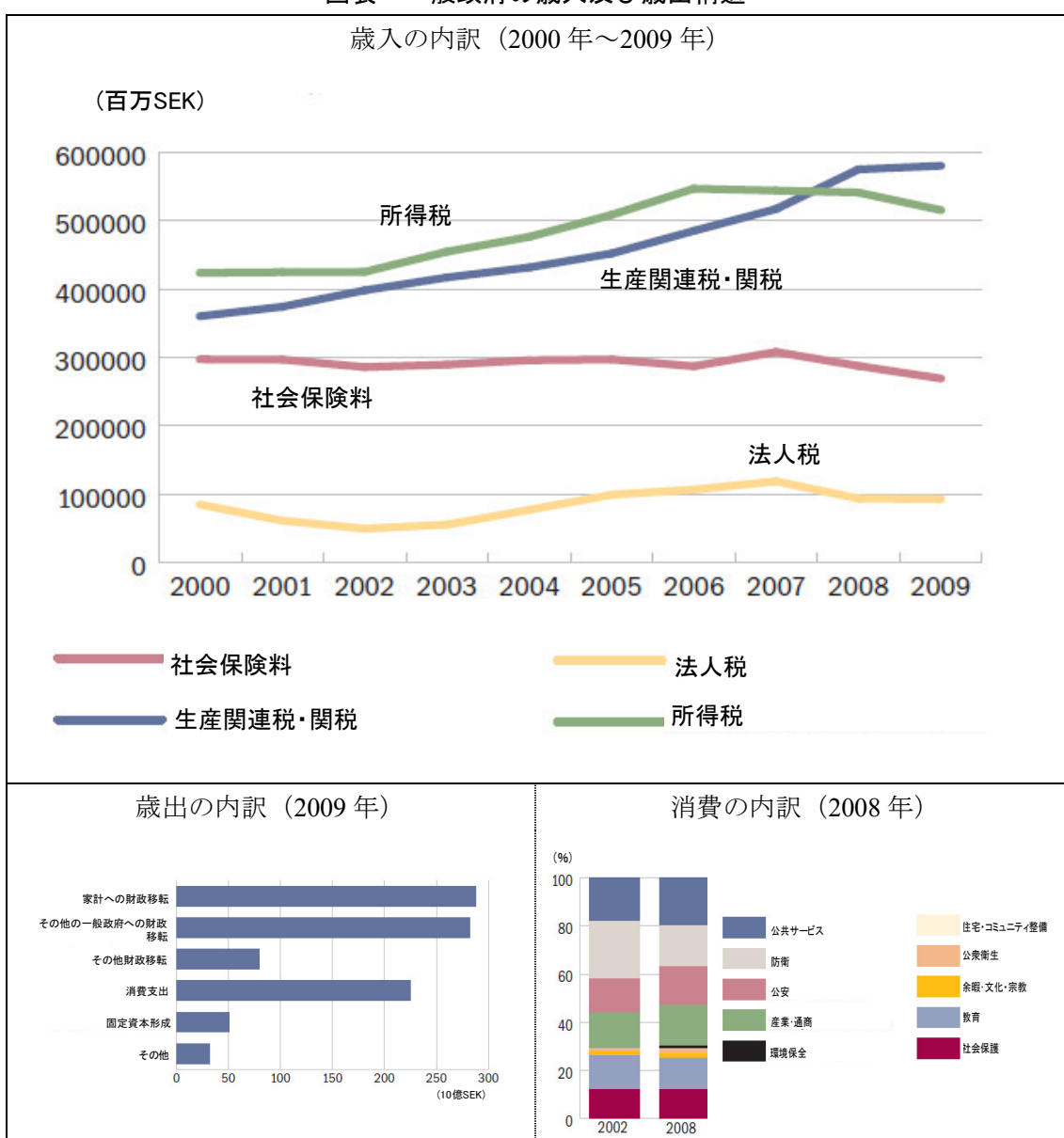
## ②歳入内訳、目的別・性質別歳出内訳

### 1) 一般政府の歳入内訳、目的別・性質別歳出内訳

一般政府の歳入・歳出構造は以下の通りである。歳入については、生産及び輸入に対する税、社会負担が多くを占めている。これらに次いで世帯に対する所得税が多くなっている。一方で、企業に対する所得税の割合はそれほど高くない。

歳出については、財政移転が多くを占めている。消費部分について、その内訳をみると、パブリックサービス、防衛、治安・公安、産業・貿易・サービス、教育、社会保護が多く、これらの割合はほぼ同じである。

図表 一般政府の歳入及び歳出構造



資料) STATKONTORET”Trends of General Government in Sweden An overview 2011”

[http://www.statkontoret.se/upload/Publikationer/2011/Offentliga-sektorns-utveckling-2011\\_engelsk.pdf](http://www.statkontoret.se/upload/Publikationer/2011/Offentliga-sektorns-utveckling-2011_engelsk.pdf)

次に、中央政府の歳入・歳出構造を見ると、歳入面では9割以上を税収が占めている。また、歳出面では、社会保障関係、家族支援関係、教育関連、労働市場関連の歳出費が目立つ。

全体として、財政均衡が保たれていることが特徴と言える。

図表 中央政府の歳入・歳出構造（2012年）

単位:10億SEK		単位:10億SEK	
歳入	予算額	歳出	予算額
1. 中央政府税収	813.3	1. 統治関連	11.8
2. 中央政府活動による歳入	49.2	2. 経済財政運営	13.4
3. 資産売却収入	15.0	3. 税務	10.2
4. 債務返済	1.4	4. 司法	37.9
5. 収入	11.3	5. 国際協力	2.0
6. EU補助金	13.0	6. 国防及び災害対策	45.6
7. 税システムに関する還付	-70.0	7. 国際開発協力	30.3
歳入計	833.1	8. 移民	9.1
		9. 健康医療・社会サービス	60.1
		10. 疾病者・身障者生活保障	93.4
		11. 高齢者生活保障	41.1
		12. 家族・児童生活保障	76.7
		13. 統合・男女平等	8.4
		14. 労働市場・勤労生活	70.5
		15. 学生に対する財政支援	22.2
		16. 教育・研究	54.5
		17. 文化・放送・宗教・余暇	12.3
		18. 都市計画・住宅供給・建設・消費者行政	1.2
		19. 地域成長	3.4
		20. 環境保護・自然保全	5.0
		21. エネルギー	2.9
		22. 交通・通信	43.1
		23. 農林水産関連産業	17.7
		24. 産業・貿易	6.0
		25. 地方政府補助金	85.0
		26. 国債金利負担等	21.9
		27. EUへの拠出金	31.3
		調整経費	-2.8
		歳出分野合計	813.8

資料) Government Office of Sweden, “Central government budget revenue and expenditure 2012”

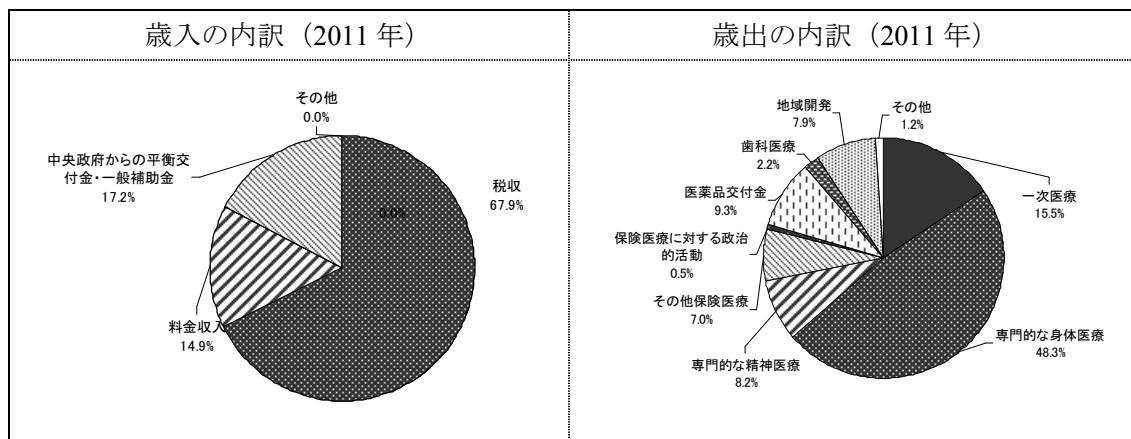
## 2) ランスティングの歳入内訳、目的別・性質別歳出内訳

ランスティングの歳入・歳出構造は以下の通りである。歳入については、税収が約67.9%を占めている。中央政府からの補助金は、平衡交付金・一般補助金を合わせて17%程度である。

歳出については、専門的な身体医療（48.3%）と一次医療（15.5%）とが大半を占めて

おり、これら2つを合わせると63.8%程度となる。

図表 ランスティングの歳入及び歳出構造



資料) SCB, Statistics Sweden” Kommunernas och landstingens verksamhetsindelade bokslut 2011”  
[http://www.scb.se/statistik/OE/OE0107/2012A01B/OE0107\\_2012A01B\\_SM\\_OE30SM1201.pdf](http://www.scb.se/statistik/OE/OE0107/2012A01B/OE0107_2012A01B_SM_OE30SM1201.pdf)  
 Swedish Association of Local Authorities and Regions”Level of local democracy in Sweden”  
 SCB, Statistics Sweden ([http://www.scb.se/Pages/PressRelease\\_337334.aspx](http://www.scb.se/Pages/PressRelease_337334.aspx).)

図表 ランスティングの歳入額の推移

	2008	2009	2010	2011
料金収入	33,559	36,449	37,988	40,623
税金	171,418	175,714	178,778	185,482
中央政府からの平衡交付金・一般補助金	38,738	40,990	46,627	47,132
その他	1,984	3,381	1,869	2,056

注) 百万クローナ

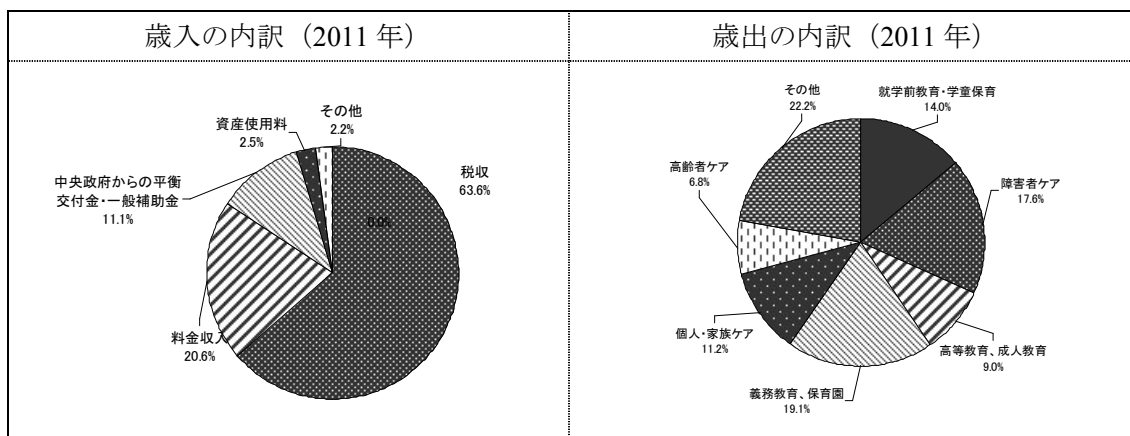
資料) SCB, Statistics Sweden” Kommunernas och landstingens verksamhetsindelade bokslut 2011”  
[http://www.scb.se/statistik/OE/OE0107/2012A01B/OE0107\\_2012A01B\\_SM\\_OE30SM1201.pdf](http://www.scb.se/statistik/OE/OE0107/2012A01B/OE0107_2012A01B_SM_OE30SM1201.pdf)

### 3) コミュニンの歳入内訳、目的別・性質別歳出内訳及び自主財源比率

コミュニティの歳入・歳出構造は以下の通りである。歳入については、税金が約63.6%を占める。中央政府からの補助金は、平衡交付金・一般補助金を合わせて11%程度である。

歳出については、義務教育、保育園クラス、その他特別な教育(19.1%)、障害者支援(17.6%)、保育園、就学児童向けケア(14.0%)が多い。

図表 コミュニの歳入及び歳出構造



資料) SCB,Statistics Sweden” Kommunernas och landstingens verksamhetsindelade bokslut 2011”  
[http://www.scb.se/statistik/OE/OE0107/2012A01B/OE0107\\_2012A01B\\_SM\\_OE30SM1201.pdf](http://www.scb.se/statistik/OE/OE0107/2012A01B/OE0107_2012A01B_SM_OE30SM1201.pdf)  
 Swedish Association of Local Authorities and Regions”Level of local democracy in Sweden”  
 SCB,Statistics Sweden ([http://www.scb.se/Pages/PressRelease\\_\\_\\_337334.aspx](http://www.scb.se/Pages/PressRelease___337334.aspx),  
<http://www.ssd.scb.se/databaser/makro/SaveShow.asp>)

図表 コミュニの歳入額の推移

	2008	2009	2010	2011
料金収入	107,350	110,154	114,122	114,914
税金	330,645	336,314	342,513	354,864
中央政府からの平衡交付金・一般補助金	46,200	47,783	62,459	61,676
資産使用料	12,060	13,703	13,703	14,167
その他	14,806	13,280	11,287	12,187

注) 百万クローナ

資料) SCB,Statistics Sweden” Kommunernas och landstingens verksamhetsindelade bokslut 2011”  
[http://www.scb.se/statistik/OE/OE0107/2012A01B/OE0107\\_2012A01B\\_SM\\_OE30SM1201.pdf](http://www.scb.se/statistik/OE/OE0107/2012A01B/OE0107_2012A01B_SM_OE30SM1201.pdf)

### ③税金に占める企業課税の割合

次頁の表に示すとおり、OECD の”Revenue Statistics 1965-2010”によれば、税金全体に占める企業 (Corporation) の所得課税の割合は、約 6.5%である。また、日本における税金全体に占める企業所得課税の割合は約 9.6%となっている。

ただし、この割合には留意が必要である。現状では、企業の税負担として、所得に課せられる税のみを計上しているため、社会保険料や消費税等を含めれば、企業の負担はさらに大きくなる。しかしながら、これらについての企業の負担割合のみを推計した資料は公表されていない状況にある。

図表 スウェーデンにおける税収の内訳（2009年）

税の種類	税額	割合
税収合計	1,446,178	100.0%
1000 収入、利益、キャピタルゲインに対する税	510,522	35.4%
1100 個人に対するもの	417,487	29.0%
1200 企業に対するもの	93,035	6.5%
1210 利益に対するもの	93,935	6.5%
1220 キャピタルゲインに対するもの	0	0.0%
1300 1100 と 1200 との間で分類できないもの	0	0.0%
2000 社会保険料	353,605	24.5%
3000 給与税	122,591	8.5%
4000 資産税	34,288	2.4%
5000 消費税	418,419	29.0%
6000 その他の税	1,990	0.1%

注) 税額の単位は、百万クローナ

資料) OECD"Revenue Statistics 1965-2010"

図表 日本における税収の内訳（2009年）

税の種類	税額	割合
税収合計	127,633	100.0%
1000 収入、利益、キャピタルゲインに対する税	37,739	29.6%
1100 個人に対するもの	25,518	20.0%
1200 企業に対するもの	12,221	9.6%
1210 利益に対するもの	12,221	9.6%
1220 キャピタルゲインに対するもの	0	0.0%
1300 1100 と 1200 との間で分類できないもの	0	0.0%
2000 社会保険料	52,207	40.9%
3000 給与税	12,949	10.1%
4000 資産税	10,128	7.9%
5000 消費税	24,367	19.1%

注) 税額の単位は、10 億円

資料) OECD"Revenue Statistics 1965-2010"

上記図表の網掛け部分は、企業の所得に課せられた税額のみを示している<sup>12</sup>。

そこで、本調査では、日本とスウェーデンの両国を対象に、「企業が負担する税」の捉え方について、幾つかの前提条件を置いた上で、「税収に占める企業課税の割合」を算出した。（算出方法の詳細については、本報告書末の「参考資料」を参照。）

<sup>12</sup> 参照した OECD"Revenue Statistics 1965-2010"の Interpretative Guide には Corporation の定義は記載されていない。そこで、OECD 本部の Statistics Unit に問い合わせたところ、企業の範囲については、IMF の "Government Finance Statistics Manual" に準拠している、との回答であった。同マニュアルによれば、企業 (Corporation) とは、市場での生産者であり、市場に対して経済的に大きな価値の商品やサービスを提供していることとなっている。必ずしも、法人格を有しているものだけが対象となるというわけではない。

### 1) 間接税や統計上の租税負担者が明確に区分できない直接税の扱い

法人税や所得税等の直接税では、納税義務者と租税負担者が一致している（所得税における企業による源泉徴収分を除く）。

これに対して、消費税（付加価値税）や物品税等の間接税については、納税義務者と租税負担者が一致していない。また、直接税であっても、自動車税等については企業も家計も負担していると考えられるが、それぞれの税収額のうち何割が企業納税額であり、何割が家計納税額であるかを統計から把握することは不可能である。この場合、以下の2通りの捉え方を行う。

- ①明確に個人（家計）が納税している税を除き、すべて企業負担と捉える。この場合、被雇用者の個人所得税のうち源泉徴収分は、企業負担と考えることになる<sup>13</sup>。
- ②これらの間接税や、政府・企業・家計の納税額を明確に区分できない直接税については、政府・企業・家計の経済活動の大きさに応じて、税収額の大きさを按分することにより、各部門の租税負担額とする。

### 2) 個人事業主が納める所得税の扱い

個人事業主や個人企業が納める個人所得税については、以下の2通りの捉え方を行う。

- ①企業負担として捉える
- ②企業負担とはみなさず、個人（家計）負担として捉える

### 3) 社会保険料事業主負担分の扱い

企業の公的負担を狭義に捉えるか広義に捉えるかにより、社会保険料事業主負担分<sup>14</sup>については、以下の2通りの捉え方を行う。

- ①企業の公的負担を広義に捉え、企業負担には社会保険料の事業主負担分を含む。
- ②企業の公的負担を狭義に捉え、企業負担には社会保険料の事業主負担分を含まない。

なお、上記2) ②の捉え方をする場合、整合性をとるために3) では、個人事業主が納める社会保険料は、企業が納める社会保険料事業主負担分には含めず、個人（家計）が納める社会保険料である、と捉えることにする。

以上を整理すると、企業が負担する税の範囲の捉え方については、以下の8ケースが考えられる。

<sup>13</sup> なお、スウェーデンでの現地調査では、源泉徴収は企業の「負担と言うよりも、企業活動の前提条件として受け止めている」（スウェーデン企業連盟）との発言があった。

<sup>14</sup> 社会保険料の事業主負担分については、負担の最終的な帰着は、事業主負担分の保険料の原資を稼いでいる従業員（家計＝個人）であるという議論も存在するが、ここでは、事業主負担分＝企業負担分であると捉える。



	1) 間接税や負担者が不明確な直接税の扱い	個人所得税の源泉徴収の扱い	2) 個人事業主の所得税の扱い	3) 社会保険料事業主負担分の扱い
ケース 1	①企業負担とみなす	企業負担とみなす	①企業負担とみなす	①企業負担に含む (個人事業主負担分も含む)
ケース 2	①企業負担とみなす	企業負担とみなす	①企業負担とみなす	②企業負担に含まない
ケース 3	①企業負担とみなす	企業負担とみなす	②企業負担とみなさない (=個人(家計)負担)	①企業負担に含む (個人事業主負担分は含まない)
ケース 4	①企業負担とみなす	企業負担とみなす	②企業負担とみなさない (=個人(家計)負担)	②企業負担に含まない
ケース 5	②政府・家計・企業の経済活動規模で負担を按分する	企業負担とはせず、個人(家計)負担とする	①企業負担とみなす	①企業負担に含む (個人事業主負担分も含む)
ケース 6	②政府・家計・企業の経済活動規模で負担を按分する	企業負担とはせず、個人(家計)負担とする	①企業負担とみなす	②企業負担に含まない
ケース 7	②政府・家計・企業の経済活動規模で負担を按分する	企業負担とはせず、個人(家計)負担とする	②企業負担とみなさない (=個人(家計)負担)	①企業負担に含む (個人事業主負担分は含まない)
ケース 8	②政府・家計・企業の経済活動規模で負担を按分する	企業負担とはせず、個人(家計)負担とする	②企業負担とみなさない (=個人(家計)負担)	②企業負担に含まない

### <各ケースにおける企業負担額・企業負担率の推計結果>

単位 日本：億円、スウェーデン：百万クローナ

		1) 企業負担の間接税・直接税 a	個人所得税の源泉徴収 b	2) 個人事業主の所得税 c	3) 社会保険料事業主負担分 d	企業負担額計 e=a+b+c+d	税収額計 f	企業負担率 g=e/f	備考
ケース 1	日本	424,746	213,643	4,873	309,815	953,077	1,371,024	69.5%	税収額計に社会保険料含む
	スウェーデン	569,800	512,608	26,242	388,600	1,497,250	1,582,666	94.6%	
ケース 2	日本	424,746	213,643	4,873	0	643,262	792,556	81.2%	税収額計に社会保険料含まない
	スウェーデン	569,800	512,608	26,242	0	1,108,650	1,101,666	100.6%	
ケース 3	日本	424,746	213,643	0	275,360	913,749	1,371,024	66.6%	税収額計に社会保険料含む
	スウェーデン	569,800	512,608	0	375,000	1,457,408	1,582,666	92.1%	
ケース 4	日本	424,746	213,643	0	0	638,389	792,556	80.5%	税収額計に社会保険料含まない
	スウェーデン	569,800	512,608	0	0	1,082,408	1,101,666	98.3%	
ケース 5	日本	351,694	0	4,873	309,815	666,382	1,371,024	48.6%	税収額計に社会保険料含む
	スウェーデン	336,043	0	26,242	388,600	750,885	1,582,666	47.4%	
ケース 6	日本	351,694	0	4,873	0	356,567	792,556	45.0%	税収額計に社会保険料含まない
	スウェーデン	336,043	0	26,242	0	362,285	1,101,666	32.9%	
ケース 7	日本	351,694	0	0	275,360	627,054	1,371,024	45.7%	税収額計に社会保険料含む
	スウェーデン	336,043	0	0	375,000	711,043	1,582,666	44.9%	
ケース 8	日本	351,694	0	0	0	351,694	792,556	44.4%	税収額計に社会保険料含まない
	スウェーデン	336,043	0	0	0	336,043	1,101,666	30.5%	

注) ケース 2 でスウェーデンの企業負担率が 100%を超えているのは、「個人所得税の源泉徴収」「個人事業主所得税」に用いている値が、徴収済み額ではなく徴収決定額に拠っているためであると考えられる。

各ケースでの企業負担額・負担率についての推計結果の概要は、以下のとおり。

現地インタビュー調査に基づけば、企業は源泉徴収業務を企業負担とは考えていないことや、給与所得比例の社会保険料を“Payroll Tax”と呼び、税と一体的に捉えていること等から、ケース 5 またはケース 7 (企業負担率 44.9%~47.4%程度) が、スウェーデン企業の企業課税負担の実感に近いと考えられる。

#### 1) 企業負担に個人所得税の源泉徴収分を含めるかどうかによる相違

○個人所得税の源泉徴収分を企業負担に含めると、スウェーデンでは個人所得税額が大きく、かつ源泉徴収率がほぼ 100%であるため、税収額計に占める企業負担率は 90%を超

える水準となる。これに対して、日本の源泉徴収比率は 81.3% (2010 年) であるため、  
税収額計に占める企業負担率は 66.6%~81.2%に留まる<sup>15</sup>。(ケース 1~ケース 4)

- 個人所得税の源泉徴収分を企業負担に含めないケース 5~ケース 8 の場合、社会保険料  
事業主負担分を含めて企業の公的負担を算出すると、日本もスウェーデンも企業負担率  
は、ほぼ同率の 45%前後である(ケース 5、ケース 7)。これに対して、社会保険料事  
業主負担分を除いて企業の公的負担を算出すると、スウェーデンでは 30%強程度で留ま  
るのに対して、日本は 45%程度となる(ケース 6、ケース 8)。この理由は、スウェー  
デンでは、社会保険料に占める事業主負担割合が日本に比べてかなり高いためである。

## 2) 企業負担に個人事業主の納付する所得税を含めるかどうかによる相違

- 個人事業主の納める所得税を企業負担に含めても、スウェーデン・日本とも個人事業主  
による所得税納付額は大きくないので、企業負担率は 1~3%程度上昇するのみである。  
(ケース 3 とケース 1 の比較、ケース 4 とケース 2 の比較、ケース 7 とケース 5 の比  
較、ケース 8 とケース 6 の比較)

## 3) 企業負担に社会保険料事業主負担分を含めるかどうかによる相違

### ①個人所得税の源泉徴収分を企業負担に含める場合

個人所得税の源泉徴収分を含め、税収の大半が企業負担となっている設定なので、社会  
保険料事業主負担額を分子に加えても、被雇用者拠出分がある社会保険料総額が分母に  
加わるため、企業負担率はスウェーデンでは 6%程度、日本では 12~14%程度低下す  
る。日本では事業主負担割合が小さい分、低下幅は大きい。(ケース 2 とケース 1 の比  
較、ケース 4 とケース 3 の比較)

### ②個人所得税の源泉徴収分を企業負担に含めない場合

このケースでは、個人所得税の源泉徴収分は企業負担となっておらず、分母が上記①の  
場合に比べて小さくなっている状態に、大きな社会保険料が加わることになる。  
スウェーデンでは社会保険料事業主負担分(分子)が大きいため、これを企業の公的負  
担に含める場合は、含めない場合に比べ企業負担率は 15%弱上昇する。これに対して、  
日本では事業主負担割合はスウェーデンに比べて小さいため、企業負担率は 1~3%程度  
上昇するに過ぎない。(ケース 6 とケース 5 の比較、ケース 8 とケース 7 の比較)

<sup>15</sup> 先述のとおり、スウェーデンでの現地調査では、源泉徴収は企業の「負担と言うよりも、企業活動の  
前提条件として受け止めている」(スウェーデン企業連盟)との発言があった。

### (3) 経済指標

スウェーデンにおける主な経済指標の現状は以下の通りである。国内総生産については、2011年では、実質 GDP が 3,457 十億クローナである。2009年に一時減少に転じたが、翌年から回復し増加傾向にある。2011年の成長率は、3.99%である。なお国内総生産の世界ランキングは、名目・ドル換算で 21 位である。

失業率については、2011年では、約 7.5%となっている。2009年に増加し、2010年にも増加傾向が続いたが、2011年には減少に転じている。

図表 経済指標

国内総生産	実質 3,457 十億 SEK (実質,2011) 名目 3,495 十億 SEK (名目,2011) 名目 538 十億ドル (名目,2011)
国内総生産成長率	3.99% (2011)
一人当たり国内総生産	366 千 SEK (2011) 60 千ドル (2011)
一人当たり国民所得	257.8 千 SEK (2010) 33,685 ドル (2010)
消費者物価指数	112.308
失業率	7.467%

注) percent of total labor force

資料) IMF, World Economic Database、OECD Database

### (4) 企業の概況

#### ①法人制度の概要

スウェーデンにおける企業の形態としては、個人事業主、合名会社、合資会社、有限責任会社がある。それぞれの形態の特徴は以下のとおりである。

	個人事業主	合名会社	合資会社	有限責任会社
形態	法人組織ではない	法人組織	法人組織	法人組織
事業責務に対する所有者の責任範囲	所有者個人の無限責任	所有者の共同及び個人の無限責任	無限責任社員は共同および個人の無限責任。有限責任社員は出資金額の範囲内。	個人責任は負わない。投資した資本の範囲内。
登録	スウェーデン国税庁に登録。スウェーデン企業登録局に登録する場合もある。	スウェーデン企業登録局とスウェーデン国税庁に登録	スウェーデン企業登録局とスウェーデン国税庁に登録	スウェーデン企業登録局とスウェーデン国税庁に登録
課税	所有者が剰余金に対して課税される。	各所有者が剰余金の出資比率分に応じて課税される。	各所有者が剰余金の出資比率分に応じて課税される。	会社はその収益に対して課税される。所有者は受け取った給与及び配当金に対して課税される。
法人税	課税対象外	課税対象外	課税対象外	課税対象
所有者の数	必ず実在する 1 人の個人	少なくとも 2 人。実在する個人か法人組織のいずれか。	少なくとも 2 人。実在する個人か法人組織のいずれか。	1 人以上の個人または法人組織のいずれか。

監査役	通常は不要1)	通常は不要1)	通常は不要1)	少なくとも1人の公認会計士が必要。
損益の分配	通常は所有者に対してのみ。例外は夫、妻、同姓しているパートナー（2人間に子どもがいること）。	取り決めがあれば、それに拠る。ない場合は均等に分配。	取り決めがあれば、それに拠る。ない場合は均等に分配。	利益は配当金の形で所有者に分配できる。
必要資本	なし	なし	無限責任社員はなし。有限責任社員は少なくとも0.50SEK。	非公開有限責任会社は100,000SEK。公開有限責任会社は500,000SEK。
事業の代表者	事業主（所有者）	パートナー（個別にまたは共同で）	無限責任社員	取締役会、代表取締役
人員の雇用	可	可	可	可

注1) 法人組織が所有する大企業、一定の合名会社、合資会社には例外がある。この例外は、特殊な事業運営を行なっている企業にも適用される場合がある。

注2) 国税庁の資料「Taxes in Sweden 2011」でのPrivate Firms（個人企業）は、本表では、法人形態をとっている場合には「有限責任会社」、法人形態をとっていない場合には「個人事業主」に分類されると考えられる。

出典) スウェーデン投資庁「スウェーデンにおける個人事業の設立と登録」

<http://www.investsweden.se/Global/Japan/Images/PDF/Factsheets/Setting-up-and-registering-a-self-employed.pdf>

スウェーデンの法人の特徴として、単独オーナーの有限責任会社（100%子会社）の設立が法律上認められており、大企業だけでなく規模が非常に小さい企業も有限責任会社を設立していることがあげられる。オーナーが外国人である企業がスウェーデンに進出する場合においても、有限責任会社を設立するケースが多く見られる。

## ②企業数、雇用者数

産業別に企業数<sup>16</sup>、雇用者数、売上高及び付加価値は、下記の図表のとおりである。企業数に着目すると、企業数では個人企業が多いと考えられる農林水産業や専門・科学技術業、卸売・小売業で多くなっている。雇用者数では製造業や卸売・小売業、建設業の順であり、売上高では卸売・小売業、製造業、建設業が多い。一方、付加価値では、製造業や卸売・小売業、建設業に次いで情報・コミュニケーション業が上位に来るなど、IT先進国らしい構成となっている。

図表 産業別の企業数、雇用者数、売上高及び付加価値（2010年）

産業区分	企業数	雇用者数	売上高	付加価値
A.農林水産業	238,959	39,396	167,724	48,615

<sup>16</sup> ここでの企業数については、スウェーデン統計局の「The Business Register」に登録されているものをベースとしている。European Business Register (<http://www.ebr.org/section/57/index.html>) によれば、スウェーデン統計局の「The Business Register」Register には、個人事業主（Sole traders）、合名会社（Trading partnerships）、合資会社（Limited partnerships）、有限責任会社（株式会社）（Limited liability companies）が含まれている。

B. 鉱業・採石業	748	8,249	46,419	26,099
C. 製造業	54,425	544,904	1,619,707	482,952
D. 電気・ガス・蒸気・温水施設	1,825	26,470	270,879	82,868
E. 水道業	1225	14058	40739	12252
F. 建設業	87,119	250,833	470,927	157,256
G. 卸売業・小売業(自動車・自動二輪車)	127,167	458,581	2,164,535	322,677
H. 輸送業・倉庫業	29,398	203,848	409,993	121,138
I. 宿泊業・飲食業	28,548	100,919	102,579	40,059
J. 情報・通信業	51,359	153,408	357,558	150,661
L. 不動産業	48,979	52,053	265,189	126,055
M. 専門・科学・技術業	155,694	204,997	349,902	153,169
N. 管理・支援サービス業	31,876	180,352	204,033	89,890
P. 教育業	19,864	53,578	44,185	25,513
Q. 健康・社会福祉業	29,539	136,732	104,618	72,303
R. 芸術・娯楽業	45,865	25,533	67,961	19,293
S. その他サービス業	48,330	26,156	36,468	15,201
合計	1,000,920	2,480,067	6,723,416	1,946,001

注) 金額の単位は、百万クローナである。

資料) SCB, Statistics Sweden

[http://www.scb.se/Pages/SSD/SSD\\_SelectVariables.aspx?id=340507&rxid=9d8136ee-1f66-49b7-86e0-feed394143e&px\\_tableid=ssd\\_extern%3aBasfaktaFEngs07](http://www.scb.se/Pages/SSD/SSD_SelectVariables.aspx?id=340507&rxid=9d8136ee-1f66-49b7-86e0-feed394143e&px_tableid=ssd_extern%3aBasfaktaFEngs07)

#### <参考>

より詳細な産業分類でみると、石油・化学工業、電気・ガス業、卸・小売業、不動産業の付加価値額が比較的に高いことも分かる。

図表 産業別の企業数、雇用者数、売上高及び付加価値（2010年）

産業区分	企業数	雇用者数	売上	付加価値
01 農業、関連業	109,748	22,717	83,512	27,493
02 林業、関連業	127,337	16,076	82,137	20,142
03 漁業、養殖業	1,874	603	2,075	980
05 石炭、鉱業	..	..	..	..
06 石油・天然ガスの採掘	..	..	..	..
07-09 金属鉱石、その他の鉱業・採石業、関連業	748	8,249	46,419	26,099
10 食品	3,319	46,088	140,927	29,897
11-12 飲料、たばこ	164	5,655	23,468	8,085
13 繊維業	2,338	5,318	7,663	2,965
14 衣服業	1,960	1,003	2,167	646
15 革製品業	430	835	1,369	322
16 木材業、木・コルク等製品業（家具を除く）	5,949	30,020	85,652	19,199
17 紙業、紙製品業	474	30,144	126,376	35,360
18 印刷業、その他の記録媒体業	3,312	15,145	25,818	8,909
19-21 石油精製、化学工業、製薬工業	994	32,394	162,318	75,671
22 ゴム・プラスチック製品業	1,597	20,468	45,032	13,448
23 非金属鉱物製品業	2,120	16,260	40,749	11,821
24 基金属業	491	33,527	138,475	27,136

25 金属製品業（機械・設備を除く）	11,219	61,448	105,240	38,202
26 コンピュータ、電気、光学製品業	1,733	34,909	132,809	45,204
27 電気設備業	991	24,088	62,429	18,055
28 機械・設備業	3,192	69,375	187,144	58,118
29 自動車、トレーラー業	1,067	58,282	209,320	47,134
30 他の輸送設備業	921	17,724	38,447	14,181
31 家具製品業	2,289	13,800	26,018	7,897
32 他の製造業	4,421	11,683	26,544	9,573
33 機械・設備の修理店・取付業者	5,444	16,738	31,742	11,129
35 電気、ガス、蒸気、温水施設	1,825	26,470	270,879	82,868
36 水道業	195	878	3,335	1,275
37 下水処理場	176	1,583	3,504	1,398
38 産業廃棄物処分場	748	11,396	33,636	9,485
39 復旧活動、他の廃棄物管理のための施設	106	201	264	94
41 建設業者	18,990	70,958	188,611	47,713
42 土木業者	1,582	17,330	39,870	12,222
43 特殊建設業者	66,547	162,545	242,446	97,321
45 自動車の販売・修理業	20,260	60,224	309,573	40,067
46 卸売業（自動車を除く）	47,077	191,618	1,259,674	176,712
47 小売業（自動車を除く）	59,830	206,739	595,288	105,898
49 陸運、パイプライン輸送業	23,944	112,206	171,033	63,147
50 海運業	1,248	13,104	37,717	7,118
51 航空業	256	6,056	25,902	5,352
52+53 倉庫、運輸支援業（郵送、宅配業）	3,950	72,482	175,341	45,521
55 宿泊業	5,176	27,921	33,266	13,350
56 飲食業	23,372	72,998	69,313	26,709
58 出版業	6,287	28,216	59,522	22,523
59 動画・テレビ番組制作業、スタジオ・音楽出版業	9,368	7,541	26,509	7,144
60 放送業	131	5,344	11,339	4,403
61 通信業	842	23,554	105,591	44,443
62 コンピュータプログラミング、コンサルティング業	32,471	82,399	144,031	67,549
63 情報サービス業	2,260	6,354	10,566	4,599
68 不動産業	48,979	52,053	265,189	126,055
69 法律・会計事務所	23,855	36,715	48,138	30,856
70 経営コンサルティング業	49,314	40,254	67,524	30,720
71 設計事務所、技術コンサルティング業者、技術検査分析業者	34,171	72,473	111,905	52,914
72 科学研究開発機関	3,330	13,988	35,345	9,138
73 広告・マーケティング調査業	14,703	24,327	52,006	16,575
74 その他の専門、科学、技術業	29,136	14,271	31,796	11,250
75 獣医業	1,185	2,969	3,188	1,716
77 貸出業	5,777	10,580	35,467	16,045
78 職業紹介、人材派遣業	3,257	48,373	30,360	21,867
79 旅行業	3,333	9,296	55,524	5,954
80 警備、探偵業	831	18,971	15,896	10,462
81 施設管理業	14,001	57,256	42,880	24,620
82 オフィス管理・サポート、他のビジネスサポート業	4,677	35,876	23,906	10,942
85 教育業	19,864	53,578	44,185	25,513
86 ヘルスケア	24,894	56,618	64,020	39,468
87 擁護施設	1,254	34,903	22,030	16,722
88 社会福祉業（宿泊設備を伴わない）	3,391	45,211	18,568	16,113
90 クリエイティブ、芸術、エンターテインメント業	32,560	6,513	12,138	5,273
91 図書館、アーカイブ、博物館業	398	1,649	1,432	495
92 賭博業	546	3,293	36,200	6,854
93 スポーツ、娯楽業	12,361	14,078	18,191	6,671
94 会員制団体、宗教団体	1,605	4,087	8,650	1,801
95 コンピュータ、個人・家庭用品の修理店	4,609	3,977	5,596	2,217
96 他の個人向けサービス	42,116	18,092	22,222	11,183
total	1,000,920	2,480,067	6,723,416	1,946,001

注) 金額の単位は、百万クローナである。

資料) SCB, Statistics Sweden

(<http://www.ssd.scb.se/databaser/makro/DataSort.asp?Matrix=Nv0109E2&timeid=201291212271071&lang=2&n>)

oofvar=3&numberstub=1&NoOfValues=8

### ③赤字・黒字企業の割合

スウェーデン国税庁の資料”Tax in Sweden 2011”に拠れば、2010年においてはスウェーデンでは、有限責任会社（株式会社）が法人税の72%を納税し、これに銀行や保険会社を合わせると89%に達する。有限責任会社のうち、49%（181,101社）が計約4,466億クロナの利益を申告し、38%（141,389社）が6,650億クロナの損失を申告している。また、12%は申告すべき活動実績がない。

図表 有限責任会社（株式会社）における利益・損失申告企業数と利益・損失額  
(金額単位：10億クロナ)

Table 28  
Assessed profits and losses for limited companies, 2010 tax assessment [7.7]

Profit or loss	Profits		Losses	
	Number of companies	Assessed income, SEK billion	Number of companies	Assessed loss, SEK billion
0-1 million	156 868	31.4	119 448	21.3
1-100 million	23 932	114.0	21 309	156.8
More than 100 million	301	301.2	632	486.9
<b>Total</b>	<b>181 101</b>	<b>446.6</b>	<b>141 389</b>	<b>665.0</b>

資料) Swedish Tax Agency, ‘Taxes in Sweden 2011’

同様に、個人企業（private firms）では、353,620社の企業が386億クロナの利益を申告し、288,111社の企業が341億クロナの損失を申告している<sup>17</sup>。

図表 個人企業における利益・損失申告企業数と利益・損失額  
(金額単位：100万クロナ)

Table 30  
Assessed income for private firms, 2010 tax assessment [7.13]

Profit or loss (SEK)	Profits		Losses	
	Number of taxpayers	Assessed profits, SEK	Number of taxpayers	Assessed losses, SEK
0 - 100,000	221 018	6 390	209 297	5 777
100,000 - 300,000	100 375	18 134	53 021	9 186
300,000 -	32 227	14 040	25 793	19 117
<b>Total</b>	<b>353 620</b>	<b>38 563</b>	<b>288 111</b>	<b>34 081</b>

資料) Swedish Tax Agency, ‘Taxes in Sweden 2011’

合名会社（unlimited partnership）では、64,322社の企業が69億クロナの利益を申告し、44,112社の企業が42億クロナの損失を申告している。

<sup>17</sup> 本報告書 P29 に記す「個人企業」の広義の定義（約72万社）に従えば、黒字企業の割合は49.3%、赤字企業の割合は40.1%となる。なお、申告すべき活動実績の無い個人企業も存在するので、合計値は100%にはならない。



図表 合名会社における利益・損失申告企業数と利益・損失額  
(金額単位：100 万クローナ)

Table 31  
Assessed income for partners in unlimited partnerships, 2010 tax assessment [7.14]

Profit or loss (SEK)	Profits		Losses	
	Number of taxpayers	Assessed profits, SEK	Number of taxpayers	Assessed losses, SEK
0 - 100,000	40 955	1 107	34 600	808
100,000 - 300,000	17 855	3 207	6 336	1 091
300,000 -	5 512	2 539	3 176	2 279
<b>Total</b>	<b>64 322</b>	<b>6 853</b>	<b>44 112</b>	<b>4 177</b>

資料) Swedish Tax Agency, 'Taxes in Sweden 2011'

#### ④外資企業の割合

スウェーデンにおける産業別の外資企業の割合は、以下の通りである。「鉱業・採掘業」、「電気・ガス・蒸気・空調供給」において、外資企業の割合が高くなっている。

なお、外資企業の定義については、議決権の半数以上が外国人によって保有されていることを主な原則としている。また、当該企業が外資企業に属している親会社のグループに属している場合には、グループ全体を外資企業としている。階層構造になっている場合、最上位の企業が、その関係会社の国籍を決定する。

図表 外資企業の割合

産業区分	外資企業数	全企業数	外資企業の割合
農林水産業	64	239,271	0%
鉱業・採掘業	51	737	7%
製造業	1,469	53,521	3%
電気、ガス、蒸気、空調供給	112	1,989	6%
上水道、下水道	35	1,285	3%
建設	386	91,710	0%

資料) SCB, Statistics Sweden (<http://www.ssd.scb.se/databaser/makro/SaveShow.asp>)

#### ⑤中小企業の占める割合

スウェーデンにおける中小企業の定義は、EU における中小企業の定義と同じで、従業員数、および売上高または総資産額の基準は以下の図表のとおりである。

また、スウェーデン経済全体に占める割合は、企業数では 99.9% を占めるものの、従業員数、売上高、付加価値額では 20~25% 程度を占めるに過ぎない。

なお、近年のスウェーデンの新規雇用の約 5 分の 4 は、中小企業で生み出されており、政府の産業政策の方針も、従来の大企業中心から中小企業（企業家）育成、イノベーション促進に転じている。

図表 中小企業の定義・経済全体に占める割合

<定義>

区分	従業員数	売上高 (左) or 総資産額 (右)	
極小企業	0- 9 人	200 万ユーロ以下	200 万ユーロ以下
小企業	10- 49 人	1,000 万ユーロ以下	1,000 万ユーロ以下
中企業	50-250 人	5,000 万ユーロ以下	4,300 万ユーロ以下

<従業員規模別企業の経済に占める割合：% (2010 年) >

従業員規模	0-9 人	10-49 人	50-249 人	250 人以上
企業数	96.6	2.8	0.5	0.1
従業員数	23.5	22.2	18.2	36.2
売上高	23.7	17.7	16.6	42.0
付加価値額	21.3	18.6	19.4	40.7

資料) スウェーデン統計局

特に個人事業主（個人企業）に着目すると、国税庁“Taxes in Sweden 2011”によれば、最も広義の定義に従うと、事業所得または VAT 納付を申告した全企業数（約 98 万社）のうち、従業員数がゼロの企業（多くは個人事業主または個人企業。ただし、その企業の所有者が他の企業で雇用されている場合もある）は、約 72 万社である（下記の左表）。

雇用主または VAT 支払企業として登録されている個人または個人企業でカウントすると、55 万者となる（下記の右表）。

Table 25 Number of business enterprises 2009-2010 [7.1]				Table 26 Number of enterprises and employees in 2009* [7.2, 7.20]		
Number of employees	2009	2010	%(2010)		Number of enterprises	Number of employees
0	720 733	717 697	73.1 %	Individuals, private firms	552 504	59 564
1-4	176 288	183 420	18.7 %	Unlimited partnerships	67 078	46 708
5-49	72 616	73 208	7.5 %	Limited companies	289 385	2 518 726
50-499	6 272	6 147	0.6 %	Economic associations	22 437	47 616
500-	881	877	0.1 %	Clubs, societies and other unincorporated associations	28 600	97 836
<b>Total</b>	<b>976 790</b>	<b>981 349</b>	<b>100.0 %</b>	Foundations	4 238	23 871
				Other	11 793	28 818
				<b>Total</b>	<b>976 035</b>	<b>2 823 139</b>

\* All individuals and legal entities (except public bodies) registered for VAT or as employers  
Source: SCB, Statistics Sweden

資料) スウェーデン国税庁“Taxes in Sweden 2011”

個人事業主（entrepreneur）の納税額については、国税庁“Taxes in Sweden 2011”によれ

ば、2010 年は 260 億クローナとなっている（暫定納付分。これに確定申告分が加わるが、確定申告分は納税者全体でも 5 億クローナに過ぎない）。

**Table 9**  
**Collection of individual income taxes**  
**etc in the assessment year 2010<sup>2</sup> [4.8]**

	SEK billion	% of debited tax
<b>Total tax debited on basis of assessment (final tax bill)</b>	<b>543</b>	<b>100%</b>
of which paid by		
-employers, banks etc. by withholding	512	94%
-preliminary tax paid by entrepreneurs	26	5%
<b>Remaining amount to be settled</b>	<b>5</b>	<b>1%</b>
of which		
- tax payers' own additional payments	50	9%
- excess tax refunded to tax payers	-45	-8%

資料) スウェーデン国税庁“Taxes in Sweden 2011”